

石岡台地 だより

石岡台地土地改良区
石岡台地用水営農対策協議会

理事長 島田 穰 一
会長

茨城県石岡市貝地二丁目5番5号
電話（代表）0299-22-2010



水土里ネット石岡台地

第5回受賞染谷地区（石岡市）



休耕田を利用したビオトープ

第6回受賞東野寺地区（かすみがうら市）



地域の美化運動

農地・水保全管理支払交付金を
活用した優良事例地区

第4回受賞納場地区（小美玉市）



施設の点検作業

も
く
じ

- ・理事長あいさつ…………… P 2
- ・平成25年度 主な事業の実施について…………… P 3
- ・平成25年度 予算及び賦課金について…………… P 4
- ・平成23年度 収支決算報告書…………… P 6
- ・管理課からのお知らせ…………… P 7
- ・石岡台地用水営農トピックス…………… P 8
- ・組合員資格得喪通知等手続きについてのお願い …… P10

いしおか

石岡台地土地改良区理事長

石岡台地用水管農対策協議会会長

島田 穰 一



組合員の皆様方には日頃より土地改良区運営に対し深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また国、県をはじめ関係市町の皆様方のご支援に対しても改めまして御礼申し上げる次第です。

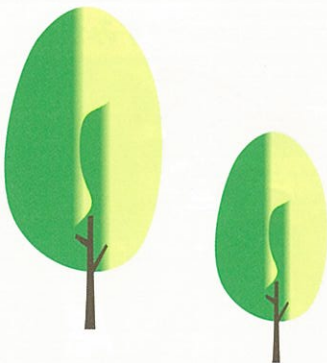
さて、本年の国営石岡台地用水ですが8月末をもって送水作業を完了出来たことに感謝と安堵の気持ちであります。しかしながら、7月にはかすみみがうら市地内の国営千代田幹線分水工において破管事故が発生し、復旧まで4日間一部送水できない地区が発生してしまい、破管箇所の土地所有者並びに組合員の皆様に多大なご迷惑をおかけしてしまいました。土地改良区の使命は安定した用水供給であります。今後このようなことが起こらないよう老朽化した施設の更新を1日でも早く

できるよう関係機関と調整してまいります。

また、近年の異常気象によるゲリラ豪雨や渇水による農作物の被害が問題となっておりますが、当地域においても記録的な少雨傾向が続きました。結果として、東日本大震災の影響に伴う農事用電気料金の値上げと重なり過去最高の電気料金の請求となり、改良区として大打撃となつてしまいました。このことは、末端地区においても同様でやむなく賦課金の値上げに踏み切った地区もあります。電気料金の節約には限界もあり、農家の皆様方の苦痛となつております。農業は国の礎であり改良区として今後電気料金の負担軽減を関係機関に訴えていく所存であります。

次に遅れております畑地の整備推進であります。現在県営畑地帯総合整備事業を石岡市の東成井西部地区、小美玉市の上小岩戸地区において実施中であります。東成井西部地区については本年度にかん水施設が完成し、一部圃場において農業用水の畑地利用が開始されました。上小岩戸地区においては立木伐採で排出された樹木を細断し肥料として利用する作業や、排水路整備の工事などが開始されており、今年度は本

格的な区画整理工事を行う予定で進んでおります。またいずれの地区においても担い手の皆さんが区画整理で集約された土地を借りて農業経営を行うこととなっており、現在国でいろいろ検討されている農地の中間管理機構を通じた農地の集約化、大規模化の方針にそうものであると考えております。改良区としてもこれらの地区を優良事例地区としてその波及効果を期待するとともに、畑地の区画整理、水利用を推進して参ります。今後とも役職員二丸となり、これらの問題に対応していくとともに、改良区発展のために努力していく所存でありますので、引き続き組合員皆様方のご理解ご協力をお願い申し上げます。



第62回通常総代会を開催

平成25年3月26日(火)グリーンパレス石岡会議室において第62回通常総代会を開催しました。80名出席のもと島田理事長挨拶、来賓祝辞(茨城県県央農林事務所谷津土地改良部門長)の後、議長に茨城町の和家文雄総代を選出し会計細則の二部変更案議決及び平成23年度事業報告、財産目録及び会計収入支出決算報告、平成25年度事業計画及び一般会計収入支出予算及び農業基盤整備促進事業を含めた35議案を提出し、全議案原案どおり可決承認されました。



平成25年度 主な補助事業の実施について

- (1) 基幹水利施設管理受託事業 事業費81,500千円 (写真①)
(国営第1・2・3機場) 電気料、整備補修費等
- (2) 国営造成施設管理体制整備促進事業 (管理体制整備型) 事業費 35,226千円
(支線機場) 電気料整備補修費等
- (3) 農地・水・保安全管理支払交付金 (共同活動支援交付金・向上活動支援交付金) (写真②)
(37地区) 地区の維持管理補修・環境整備
- (4) 土地改良施設維持管理適正化事業 事業費17,680千円
ポンプ・電気設備更新等 (小川地区第4工区外1地区)
- (5) 県単事業 総事業費20,998千円
パイプライン及び水管橋改修工事 (恋瀬川上流地区第2工区外1地区)
- (6) 農業基盤整備促進事業 総事業費61,548千円 (写真③)
ポンプ及びパイプライン改修工事 (岩間南部地区外1地区),暗渠排水工50ha (石岡台地地区)
- (7) 県営畑地帯総合整備事業 (写真④)
(東成井西部地区,上小岩戸地区) 区画整理・農道・用水施設整備



①特別高圧施設点検作業



②ビオトープでの生き物調査



③水田を汎用化するための暗渠排水工



④伐採林の樹木チップ化作業(上小岩戸地区)

平成25年度予算及び賦課金について

一般会計予算収入支出合計 149,670千円

収 入	
科 目	予算額 (千円)
1 区 費	61,797
2 負 担 金	51,696
3 繰 入 金	16,438
4 諸 収 入	739
5 繰 越 金	19,000
収 入 合 計	149,670

支 出	
科 目	予算額 (千円)
1 事 務 費	113,652
2 賦課徴収費	6,389
3 事業推進費	540
4 諸支出金	20,000
5 予 備 費	9,089
支 出 合 計	149,670

特別会計予算 ①施設管理事業特別会計収入支出合計 148,671千円

収 入	
科 目	予算額 (千円)
1 負 担 金	9,450
2 補 助 金	35,226
3 受 託 料	5,379
4 繰 入 金	88,596
5 諸 収 入	20
6 繰 越 金	10,000
収 入 合 計	148,671

支 出	
科 目	予算額 (千円)
1 維持管理費	93,977
2 負 担 金	16,300
3 事 業 費	500
4 諸支出金	28,084
5 予 備 費	9,810
支 出 合 計	148,671

②地区施設管理特別会計収入支出合計 431,027千円

収 入	
科 目	予算額 (千円)
1 区 費	270,403
2 繰 入 金	14,851
3 諸 収 入	9,727
4 繰 越 金	136,046
収 入 合 計	431,027

支 出	
科 目	予算額 (千円)
1 事 務 費	125,180
2 地区運営費	132,122
3 管理委託費	488
4 繰 出 金	98,686
5 予 備 費	74,551
支 出 合 計	431,027

その他特別会計予算

会 計 名	予算 (千円)	内 容
基幹水利施設管理受託事業	81,500	国営基幹施設の管理受託 (小美玉市より)
維持管理適正化事業	26,384	地区施設の更新補修 (17地区)
農林漁業資金償還	65,443	基盤整備事業工事費償還金 (4地区)
国営事業費償還	379,838	国営事業の償還金
土地改良事業	83,340	県単及び新規事業による施設更新補修
畑地帯総合整備事業	34,736	東成井西部、上小岩戸地区の借入、償還等
施設使用	49,983	施設の多目的使用にともなう使用料徴収
国営造成施設用地	6,693	国営施設の用地権利設定
農地転用決済金	199,852	地区除外にともなう決済金徴収、地元交付
職員退職給与引当金積立金	96,018	職員退職金積立金
事務所建設基金引当金積立金	5,218	事務所建設基金積立金
基本財産積立金	748,414	国営事業償還、施設管理基金、備荒積立基金外

各会計ごとの賦課金の内訳について

一般会計

●経常賦課金

一般会計の事務費として徴収する賦課金です。

(10a当り1,600円 各組合員宛 7月賦課)

施設管理事業、地区施設管理特別会計

●施設管理事業特別賦課金

国営基幹施設及び末端地区の維持管理費として徴収する賦課金です。

(国営施設維持管理費分2,400円/10a当たり＋各地区毎の予算に基づく金額各組合員宛 4月賦課)

末端地区維持管理費については、各維持管理組合で地区の電気料、労務費、修理費等を計上して頂き10a当り単価を算出しています。

※平成24年度については、88地区の平均では電気料の値上がり等により10a当り約6,100円となっています。金額については、地区の状況により変動する場合があります。

農林魚資金償還特別会計

●農林漁業資金償還特別賦課金

基盤整備の工事償還金で該当地区〔五反田地区外3地区〕に賦課します。

(各組合員宛 9月賦課)

国営事業費償還特別会計

●国営事業費償還特別賦課金 (水田)

国営事業で造成された施設の工事費償還金で該当市町のみです。

(10a当り5,500円 各組合員宛 7月賦課 償還期間平成29年まで)

●国営事業費償還特別賦課金 (区画整理・農地造成)

国営事業で造成された農地の工事費償還金で該当地区のみです。

(10a当り2,130円～4,750円 各組合員宛 7月賦課 償還期間平成29年まで)

土地改良事業特別会計

○土地改良事業特別賦課金

県単等補助事業実施に伴う地元負担分で該当地区に対して賦課します。

維持管理適正化事業特別会計

○適正化事業特別賦課金

維持管理適正化事業を計画又は、実施している地区〔小川地区第4工区外16地区〕に対して賦課します。

※「耕作していない」、「転作しているので水を使用していない」等の問い合わせがありますが、賦課の基準は水の使用量ではなく、土地改良法及び定款に基づき農地の地積に応じて賦課されます。賦課金は組合員の皆さんで揚水機場やパイプライン、排水路などの施設を維持管理するための費用で、農業用水を安定供給し今後の農業経営を支える重要な役割を担っています。土地改良事業実施地区内にある農地であれば、水を使用していなくても皆さんが負担する費用となります。

※休耕・転作している場合の施設管理事業特別賦課金の一部(電気料見合分) 還付方法について

各維持管理組合で取りまとめられた申請書に基づいて改良区で地区毎に金額を算出し、翌年度の施設管理事業特別賦課金(4月賦課)より差し引く形で還付しております。

平成23年度収支決算報告

第62回総代会議決（H25.3.26）

一般会計 収入決算額 179,755,286円
 支出決算額 163,980,267円
 差引残高 15,775,019円（次年度繰越）

収 入 (単位：円)		
科 目	決算額	摘 要
1 区 費	113,886,660	10a当り1600円
2 負担金	11,097,000	運営事務費負担金
3 繰入金	30,726,325	特別会計からの繰入
4 諸収入	671,040	過年度収入、雑収入等
5 繰越金	23,374,261	前年度より繰越
収入合計	179,755,286	

支 出 (単位：円)		
科 目	決算額	摘 要
1 事務費	112,702,330	報酬、手当、給与、需用費外
2 賦課徴収費	6,269,097	賦課通知書委託料外
3 事業推進費	8,840	郵送費
4 諸支出金	45,000,000	積立金繰出金
5 予備費	0	
支出合計	163,980,267	

特別会計 (①施設管理事業特別会計)
 収入決算額 162,260,414円
 支出決算額 157,313,051円
 差引残高 4,947,363円（次年度繰越）

収 入 (単位：円)		
科 目	決算額	摘 要
1 負担金	7,106,000	災害復旧事業負担金外
2 補助金	44,837,000	管理体制整備型事業補助金外
3 受託料	2,146,550	農地・水環境保全向上対策受託料14地区外
4 繰入金	97,137,330	維持管理費繰入金
5 諸収入	45,092	過年度収入外
6 繰越金	10,988,442	前年度繰越金
収入合計	162,260,414	

支 出 (単位：円)		
科 目	決算額	摘 要
1 維持管理費	90,548,751	給与、需用費外
2 負担金	20,301,250	基幹水利事業費負担金外
3 事業費	21,353,000	災害復旧事業費外
4 諸支出金	25,110,050	施設管理積立繰出金外
5 予備費	0	
支出合計	157,313,051	

特別会計 (②地区施設管理事業特別会計)
 収入決算額 423,619,422円
 支出決算額 275,696,262円
 差引残高 147,923,160円（次年度繰越）

収 入 (単位：円)		
科 目	決算額	摘 要
1 区 費	264,795,263	維持管理費賦課金10a当り2,400円＋地区分
2 繰入金	13,036,000	施設管理事業繰入金外
3 諸収入	10,553,915	過年度収入外
4 繰越金	135,234,244	前年度繰越金
収入合計	423,619,422	

支 出 (単位：円)		
科 目	決算額	摘 要
1 事務費	65,013,522	維持管理組合電気料外
2 地区運営費	110,479,870	各維持管理組合運営費
3 管理委託費	487,200	地区高圧機場点検費
4 繰出金	99,715,670	施設管理事業繰出金外
5 予備費	0	
支出合計	275,696,262	

その他の特別会計

(単位：円)

会 計 区 分	収入決算額	支出決算額	次年度繰越
1 基幹水利施設管理受託事業特別会計	74,600,000	74,600,000	0
2 維持管理適正化事業特別会計	27,004,618	27,004,618	0
3 農林漁業資金償還特別会計	68,033,506	26,263,704	41,769,802
4 国営事業費償還特別会計	374,058,034	373,688,080	369,954
5 施設使用特別会計	48,133,946	1,012,471	47,121,475
6 農地転用決済金特別会計	193,049,589	4,325,355	188,724,234
7 基本財産特別会計	1,002,711,158	138,474,750	864,236,408

管理課からのお知らせ

☆電気料金が大幅に上昇しています。

次年度も水田の節水に御協力お願いします。

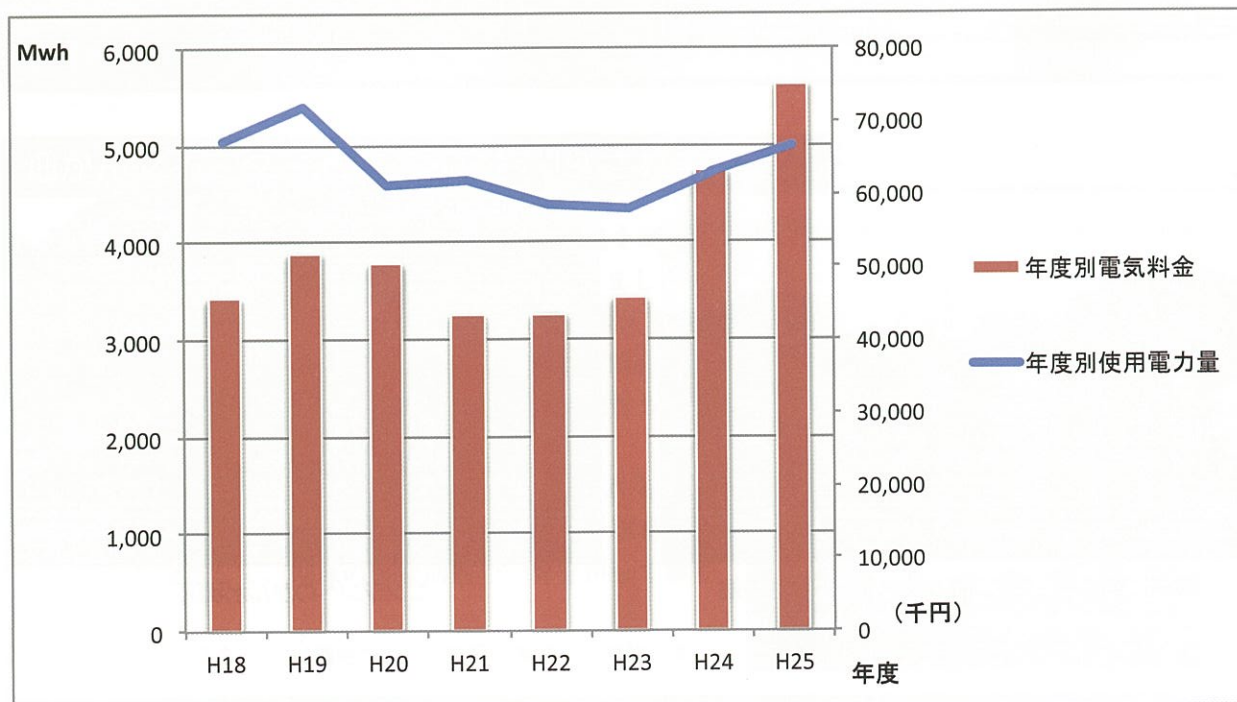
石岡台地用水については水需要が少なくなる中干し期及び落水期に送水休止日を平成19年から設定することにより、適正な水管理を行うと共に電気料金を軽減するよう努めているところです。

しかし、東日本震災後、原子力発電所停止のため平成24年4月より農事用高压電力料金が**約32%値上げ**され、幹線、支線揚水機場の電力料金が増高してしまいました。各地区用水機場で使用される低圧電力も同年9月より**約29%値上げ**されましたが、それに加え原油値上げ、円安により燃料費調整単価が上がったため、平成25年度維持管理費予算は大幅に増額となった地区が多々ありました。

今年は例年にない渇水となり、降雨による国営用水の送水休止は1日間しかなかったため大幅に使用電力量が増えてしまいました。また、時間当たりの用水量も多かったため取水口である第1揚水機場の使用電力は契約電力を超過してしまいそうな状況でした。

今後もこうした状況を踏まえ、さらに節水にご協力していただくために中干し等水利用を控えられる時期にはポンプを休止し、水田に必要水量を確保しましたら、排水路へかけ流しをしないよう蛇口水量を抑える等ご協力をお願いします。

国営基幹施設年度別電気使用量及び使用料金の推移



石岡台地用水営農トピックス

○東成井西部地区（石岡市）

地区概要 工期：平成20年度～26年度（予定）

総事業費：686百万円 受益面積45.9ha

主要工事：農道工825m 区画整理工27.9ha



完成した畑地かんがい用機場の通水式の様子



機場内に設置された用水ポンプ



機場外に設置された濾過フィルター

畑地の水利用始まる

県営畑総東成井西部地区において待望の畑地かんがい揚水施設が完成しました。平成25年7月19日に地元役員さんをはじめ関係機関職員出席のもと農業用水の通水式が行われました。当日は機場の運転操作方法やメンテナンスなどの説明の後、サトイモ、生姜を栽培している圃場へ移動し、チューブかん水による実際のかんがい状況の方法を地元担い手さんより説明して頂きました。

本地区では既に区画整理が完了した農地を地元農家さんをはじめ、法人である「株式会社やさと菜苑」が担い手として耕作しております。今後畑地の水利用が可能となったことにより、ハウスを利用した野菜栽培など新しい作物の導入も予定されております。石岡台地用水が通水したことにより、天候に左右されない作付けができるようになり、作物の収量品質の向上が期待されています。



圃場に設置された蛇口にかん水チューブを接続



ニンジンへのかん水状況

石岡台地用水営農トピックス

○上小岩戸地区（小美玉市）

地区概要 工期：平成22年度～28年度（予定）

総事業費：814百万円 受益面積28.0ha

主要工事：農道工1,200m 区画整理工28.0ha



工事着工前：栗林などが点在する状況



工事中：伐採した樹木をチップ化し集積。
今後区画整理工事に入ります。



☆小美玉市地区役員・総代研修会の開催

平成25年2月25日に地元小美玉地区役員総代の現地研修会を畑総上小岩戸地区で行いました。当日は島田理事長出席のもと、樹木が伐採された状況を視察すると共に、地区の事業計画や今後の工事予定等について、県央農林事務所より説明を受けました。

畑かんマイスター連絡協議会が開催されました。

茨城県において畑地かんがい営農の啓発推進を図るため平成16年度より畑かんマイスター制度が創設され霞ヶ浦用水地域を中心に実施してきました。

今年度石岡台地管内においても東成井西部地区及び上小岩戸地区より合わせて7名の方々がマイスターとして選出され平成25年8月20日に石岡台地土地改良区事務所において茨城県より委嘱状が交付されました。

今後地域の推進はもとより県内各地で行われる座談会、説明会等の中で畑かんマイスターとして「現場の生の声」を発信して、地域の啓蒙活動の一翼を担って参ります。

※「畑かんマイスター」とは畑地かんがい先駆的実践者の愛称です。



賦課徴収課からのお知らせ

組合員資格得喪通知等手続きについてのお願い

組合員の皆様に相続・売買等により耕作地の移動や名義変更が生じた場合は、速やかに改良区まで直接下記様式によりご提出頂きますようお願い申し上げます。(関係市町農業委員会に手続きされましても自動的に名義が変わるわけではありません。あくまでも当改良区へ本人の届出が基本となります。) 手続きが遅れますと変更前の組合員に賦課通知書が発行されてしまいます。



組合員名義変更届 (相続等)

組合員名義変更届

平成 年 月 日

石岡台地土地改良区 理事長 殿

このたび、〔・相続・住所変更〕の事由が発生しましたので、組合員の資格変更についてお届けいたします。

変更前 住所 (ふりがな) _____
氏名 _____

変更後 住所 (ふりがな) _____
氏名 _____
生年月日 大・中・小 年 月 日
電話番号 T. S. 年 月 日 - () -

1. 当該土地の表示

市・町・大字	地番	地目	用途	地積	備考
				() m ²	
				() m ²	
				() m ²	
				() m ²	
				() m ²	
				() m ²	

資格得喪通知書 (売買・賃貸等)

石岡台地土地改良区

理事長 島田 稔 一 殿

【現資格者】 氏名 _____ 番地 _____
電話 () _____
生年月日 大・中・小 年 月 日

【新資格者】 氏名 _____ 番地 _____
電話 () _____
生年月日 大・中・小 年 月 日

資格得喪通知書

私が所有(使用収益)している土地の全部(一部)について、組合員資格に異動が生じたので、土地改良法第43条第1項の規定により当事者連名のうえ通知いたします。

1. 当該土地の表示

市・町・大字	地番	地目	用途	地積	備考
				() m ²	
				() m ²	
				() m ²	
				() m ²	
				() m ²	
				() m ²	

預金口座からの振替納入を依頼されている組合員様へ

口座振替のお届けがされていても、残高が不足していると振替ができません。振替前日までに、残高を確認しましょう。

領収書は大切に保管してください。

振替納入が済んだ組合員様へは、12月に一括して領収書(ハガキ様式)を発行しております。この領収書は賦課金をお収めいただいた証ですので、大切に保管してください。

賦課金の口座振替について

口座振替を利用されますと、預金口座から自動的に振替納付され、お支払いの手間が省け、納付忘れがなくなりますので、是非ご利用ください。



問い合わせ先

石岡台地土地改良事業推進協議会
ホームページ

石岡台地土地改良事業推進協議会

<http://www.ishiokadaichi.jp/>

検索



石岡台地土地改良区

事務所: 〒315-0015 茨城県石岡市貝地二丁目5番5号

TEL 0299-22-2010 FAX 0299-22-2019

中央管理所: 用水期間中(4月21日~8月31日) 駐在

〒311-3422 茨城県小美玉市中延2219

TEL 0299-58-1468